

大和市会計年度任用職員の報酬等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

大和市長 古谷田 力

大和市規則第20号

大和市会計年度任用職員の報酬等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大和市会計年度任用職員の報酬等に関する条例施行規則（令和2年大和市規則第12号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「第15条第1項各号」を「第14条第1項各号」に改める。

別表第1号中「1, 162」を「1, 294」に改め、同表第2号中「1, 293」を「1, 440」に改め、同表第7号を削り、同表第8号中「1, 261」を「1, 294」に改め、同号を同表第7号とし、同表中第9号を第8号とし、同表第10号中「1, 240」を「1, 286」に改め、同号を同表第9号とし、同表中第11号を第10号とし、同表第12号中「1, 240」を「1, 286」に改め、同号を同表第11号とし、同表第13号中「1, 240」を「1, 286」に改め、同号を同表第12号とし、同表第14号中「1, 240」を「1, 286」に改め、同号を同表第13号とし、同表中第15号を第14号とし、第16号から第22号までを1号ずつ繰り上げ、同表第23号中「1, 573」を「1, 650」に改め、同号を同表第22号とし、同表中第24号を第23号とし、第25号から第29号までを1号ずつ繰り上げ、同表第30号中「1, 290」を「1, 420」に改め、同号を同表第29号とし、同表第31号中「1, 180」を「1, 320」に改め、同号を同表第30号とし、同表中第32号を第31号とし、同表第33号中「1, 640」を「1, 840」に改め、同号を同表第32号とし、同表第34号中「1, 640」を「1, 840」に改め、同号を同表第33号とし、同表中第35号を第34号とし、同表中第36号を第35号とし、同表中第37号を第36号とし、同表第38号中「1, 770」を「1, 890」に改め、同号を同表第37号とし、同表中第39号を第38号とし、同表中第40号を第39号とし、同表第41号中「1, 450」を「1, 580」に改め、同号を同表第40号とし、同表第42号中「1, 375」を「1, 500」に改め、同号を同表第41号とし、同表第43号中「1, 300」を「1, 420」に改め、同号を同表第42号とし、同表第44号中「1, 180」を「1, 320」に改め、同号を同表第43号とし、同表第45号中「2, 737」を「2, 869」に改め、同号を同表第44号とし、同表第46号中「1, 621」を「1, 753」に改め、同号を同表第45号とし、同表第47号中「1, 437」を「1, 569」に改め、同号を同表第46号とし、同表第48号中「1, 254」を「1, 386」に改め、同号を同表第47号とし、同表中第49号を

第４８号とし、同表第５０号中「１，２４０」を「１，２８６」に改め、同号を同表第４９号とし、同表中第５１号を第５０号とし、第５２号から第６２号までを１号ずつ繰り上げ、同表第６３号中「１，１９２」を「１，３２４」に改め、同号を同表第６２号とし、同表中第６４号を第６３号とし、第６５号から第８０号までを１号ずつ繰り上げる。

附 則

（施行期日）

- １ この規則は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

- ２ 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後の勤務に対する報酬について適用し、同日前までの勤務に対する報酬については、なお従前の例による。